

咨询机构一览

どうだんさきいちらん  
相談先一覧

警察 けいさつ 警察	请到邻近的派出所或警察署 ちかく こうばん けいさつしょ い 近くの交番か警察署に行ってください	
女性工作人员接线的110热线 つうわ ばん レディース通話110番	0120-028-110	24小时 每日 じ かん まいにち 24時間 毎日
家庭暴力咨询支援中心 はいぐうしゃぼうりょくそうだん し えん 配偶者暴力相談支援センター		
秋田县女性咨询所 あき た けんじょせいそうだんしよ 秋田县女性相談所	018-835-9052 0120-783-251	【电话咨询时间】平日8:30~21:00、周六、日・祝日9:00~18:00 (除12/29~1/3) ※来所咨询须提前预约 でん わ そうだん じ かん へいじつ ど にちしゆく 【電話相談時間】平日8:30~21:00、土日祝9:00~18:00 (12/29~1/3除く) ※来所相談は要予約 のぞ らいしよそうだん よう よやく
秋田县北福祉事務所 あき た けんきたふくし し むしよ 秋田县北福祉事務所	0186-52-3951	周一~五8:30~17:15 (除周六日, 祝日, 年末年初) げつ きん ど にちしゆくじつ ねんまつねんし のぞ 月~金8:30~17:15 (土日祝日, 年末年始除く)
秋田县山本福祉事務所 あき た けんやまもとふくし し むしよ 秋田县山本福祉事務所	0185-55-8020	
秋田县中央福祉事務所 あき た けんちゆうおうふくし し むしよ 秋田县中央福祉事務所	018-855-5171	
秋田县南福祉事務所 あき た けんみなみふくし し むしよ 秋田县南福祉事務所	0182-32-3294	
秋田县中央男女共同参与计划中心 あき た けんちゆうおうだんじょきょうどうさんかく 秋田县中央男女共同参画センター	018-836-7846	
法務局 女性人权热线 ほうむ きよく じょせい じんけん 法務局 女性の人権ホットライン	0570-070-810	
法務省 外国人人权咨询所 ほうむしよ 法務省 外国人のための人権相談所 がいこくじん じんけんそうだんじよ	0570-090911	平日 (除年末年初) 9:00~17:00 英語, 汉语, 韩语, 菲律宾语, 葡萄牙语, 越南语 へいじつ ねんまつねんし のぞ 平日 (年末年始除く) 9:00~17:00 えいご ちゆうごくご かんこくご こ こ こ 英語, 中国語, 韓国語, フィリピン語, ポルトガル語, ベトナム語
法律平台灾害受害人支援电话 ほう はんざい ひ がいしゃし えん 法テラス犯罪被害者支援ダイヤル	0570-079-714	周一~五9:00~21:00 周六9:00~17:00 げつ きん ど 月~金9:00~21:00 土9:00~17:00

中文  
生活信息杂志  
第21号  
免费!

せいかつじょうほう し  
生活情報誌  
えいあいえい!!!

《目录》

P.1 家庭暴力(家暴)指  
P.2 外国人与在留资格(签证)・暴力的形式  
P.3 如果遭到施暴  
P.4 咨询机构一览

《目次》

P.1 ドメスティック・バイオレンス(DV)とは  
P.2 外国人と在留資格(ビザ)・暴力の形態  
P.3 もし暴力を受けたら  
P.4 相談先一覧



这是提供给外国人的家庭暴力(家暴)信息  
がいにくじん かた じょうほう  
外国人の方へドメスティック・バイオレンス(DV)の情報です。

家庭暴力(家暴)指

▶受到配偶或异性伴侣等有亲密关系者的施暴。

家暴防止法

▶是以防止来自配偶的施暴, 力图保护受害者为目的而制定的法律。

不仅适用于有婚姻关系的配偶, 也同时适用于离婚后的原配偶及未办登记的事实婚姻。

▶受害者并不限于女性, 但遭受家暴的往往为女性居多。

▶特别是外籍女性, 因为语言文化, 经济社会等原因处于弱势, 另外, 附属于丈夫的「在留资格」令她们越发成为弱者。



ドメスティック・バイオレンス(DV)とは

▶配偶者やパートナーなど親密な関係にある者から振られる暴力のことです。

DV防止法とは

▶配偶者等からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された法律です。

婚姻関係にあるパートナーだけではなく離婚後や事実婚にも適用されます。

▶被害者を女性に限定していませんが、配偶者からの暴力被害は、女性の場合が多いです。

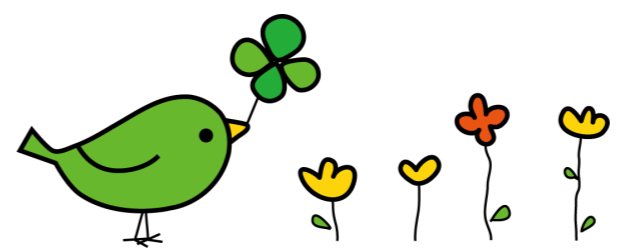
▶特に、外国人女性は、言葉を含め文化的、経済的、社会的な力関係で弱い立場になり、また、夫に付随する「在留資格」のためさらに弱者となってしまいます。



AIA: Akita International Association 公益財団法人 秋田県国際交流協会

咨询电话  
018-884-7050

公益財団法人 秋田県国際交流協会  
(AIA: Akita International Association)  
〒010-0001 秋田市中通2-3-8 アトリオン1階  
秋田市中通2-3-8 ATORION1楼  
【电话号码】018-893-5499 【传真号码】018-825-2566  
【主页】http://www.aiahome.or.jp  
【电子邮件】aia@aiahome.or.jp  
【开馆时间】月(周一)~金(周五), 第3土(第三周六)/9:00~17:45



## 外国人与在留资格（签证）

### 外国人と在留資格（ビザ）

➢ 为了在日本生活，除法律上的婚姻之外，还需要「日本人配偶等」在留资格。

➢ 日本で生活するためには、法的婚姻の他に「日本人配偶者等」という在留資格が必要です。

➢ 在留资格须从第一年起更新两次，在此基础上，关系稳定的夫妇还须经过三年，在第五年才能获得「永住者」在留资格。并不是所有人都适用于此更新期限。

➢ 在留期限は最初1年間を2回更新し、安定した夫婦にはさらに3年間その後5年目になってから「永住者」の在留資格を取得することができます。すべての人がこの更新期限ではありません。

➢ 成为永住者后，即便是离婚也可以继续在日本居住。

➢ 永住者になれば離婚しても日本に住み続けることができます。

➢ 在成为永住者之前离婚时，如果持有日本籍子女的抚养权，在留资格将变更为「定住者」。

➢ 永住者になる前に離婚した時は「日本国籍の子どもの親権者」であれば「定住者」の在留資格に変更します。

➢ 无日本籍子女或没有抚养权的人将丧失在留资格。

➢ 「日本国籍の子ども」がいない人や「親権者」でない人は在留資格を喪失します。

更新在留资格需丈夫的协助  
在留資格の更新には夫の協力が  
必要

被迫与孩子分离的恐惧  
子どもと引き離される恐怖

不要再一个人苦恼了！我们一起来想办法。  
AIA将为您介绍咨询机构。  
一人で悩まないで！一緒に考えます。  
AIAでは相談先を教えてください。



## 如果遭到施暴

## もし暴力を受けたら

### 想咨询

相談したい

### 想逃往无施暴者处

加害者がいないところに逃れたい

### 想与施暴者隔离

加害者を引き離してほしい

### 警察

けいさつ 警察

### 女性咨询所

女性相談所

### 家庭暴力咨询支援中心

配偶者暴力相談支援センター

### 起草申诉书

申立書の作成

记载被施暴的情况，及与警察，女性咨询所的咨询情况等事实

暴力を受けた状況や警察、女性相談所に相談した事実等を記載する

### 临时保护・自立支援

一時保護・自立支援

### 地方法院

地方裁判所

### 发布保护命令

保護命令発令

### 施暴者

加害者



如违反命令，将被处以1年以下徒刑，或100万日元以下罚款

命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

## 暴力的形式 暴力の形態

### ➢ 肉体上的暴力

殴打・脚踢・揪头发・掐脖子

拿东西扔，用刀子对准身体威胁 等

### ➢ 身体的なもの

なぐる・ける・髪をひっぱる・首をしめる

物を投げつける・刃物を体につくつける など

### ➢ 精神上的暴力

大声斥责・无视不予理睬  
人前愚弄，或命令  
监视行动 等

### ➢ 精神的なもの

大声でどなる・無視して口をきかない  
人の前でバカにしたり、命令する  
行動を監視する など

### ➢ 经济上的暴力 不给生活费 等

生活費を渡さない など

### ➢ 性暴力

强迫进行性行为  
强迫进行人工流产  
不配合避孕 等

### ➢ 性的なもの

性行為を強要する  
中絶を強要する  
避妊に協力しない など

